

## 「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」新旧対照表

改定前(2008年3月15日付)	改定後(2009年6月19日付)
<p>第5条(利用契約の申込・成立)</p> <p>(1)本サービス入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき</p> <p>(2)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき</p> <p>(3)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者または指定協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき</p> <p>(4)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき</p> <p>(5)申込者が当社の提供する他のサービスにおける利用料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>(6)過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>(7)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき</p> <p>(8)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>(9)その他利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断したとき</p> <p>(10)その他当社が適当でないと判断したとき</p>	<p>第5条(利用契約の申込・成立)</p> <p>(1)本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき</p> <p>(2)本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき</p> <p>(3)サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき</p> <p>(4)本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき</p> <p>(5)申込者が当社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延したとき</p> <p>(6)申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき</p> <p>(7)過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき</p> <p>(8)本サービスの申込を受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき</p> <p>(9)本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき</p> <p>(10)第26条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>(11)利用契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(12)その他当社が適当でないと判断するとき。</p>
<p>第23条(サービス利用環境の維持)</p> <p>規定なし</p>	<p>第23条(サービス利用環境の維持)</p> <p>3.当社は、会員の利用状況に応じて本サービスの利用環境を確認することがあります。</p>
<p>第26条(会員の義務)</p> <p>規定なし</p>	<p>第26条(会員の義務)</p> <p>(14)本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。</p> <p>(15)本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。</p>
<p>第26条(会員の義務)</p> <p>規定なし</p>	<p>第26条(会員の義務)</p> <p>(17)本サービスを利用して、多数の不完了呼(会員の通信が、着信先の応答前に終了するものをいいます。以下同じとします。)を発生させる行為。</p> <p>(18)本サービスを利用して、故意に通話を保留したまま放置し、または多数の通信を行う等、通信の伝送交換に妨害を与える、または妨害を与えるおそれがある行為。</p>

<p>第 30 条 (利用停止) 規定なし</p>	<p>第 30 条 (利用停止) (8)本サービスの利用契約成立後に、第 5 条第 3 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。 (9)会員の料金等の支払意思が確認できないとき。</p>
<p>第 30 条 (利用停止) 規定なし</p>	<p>第 30 条 (利用停止) 5. 本条第 1 項第 7 号により、本サービスの利用停止を行うときであって、当社が必要と判断する場合、第 18 条の定めにかかわらず、当社が定める方法で料金等の請求をさせて頂く場合があります。</p>
<p>規定なし</p>	<p>第 43 条の 2 (通信の秘密) 1. 当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。 2. 刑事訴訟法第 218 条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で守秘義務を負わないものとします。 3. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で守秘義務を負わないものとします。 4. 生命、身体又は財産の保護のために必要であると判断した場合には、当社は、当該保護のために必要な範囲で本条第 1 項の守秘義務を負わないものとします。 5. 会員による本サービスの利用にかかる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に開示することができ、その限りにおいて守秘義務を負わないものとします。</p>